

電気の供給を受ける契約に 関する考え方について（案）

温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割

パリ協定の採択（2015年12月12日）・発効（2016年11月4日）

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた総合計画としての「地球温暖化対策計画」及び政府として率先して取り組むべき先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」の策定（平成28年5月13日閣議決定）

地球温暖化対策計画

【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す2030年度26%削減目標の確実な達成
- 長期的目標である2050年80%削減を見据えた戦略的取組の実施
- 世界全体の温室効果ガス排出削減への最大限の貢献

【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会
の統合的向上

約束草案の対策の
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と
世界への貢献

全ての主体の参加
透明性の確保

計画の
不断の見直し

政府実行計画

【目標】

- 2030年度の排出量を政府全体で40%削減
- 中間目標として2020年度に10%削減

【主な対策・施策】

省エネルギー診断実施、運用改善・対策導入

ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等エネルギー消費の見える化及び最適化

LED照明、次世代自動車の率先導入

再生可能エネルギーの計画的な有効利用

環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択

2030年度の電力の排出係数目標（0.37kg-CO₂/kWh程度）達成が必須

環境配慮契約法の目的と電気の供給を受ける契約における考え方

【法の目的】

国等（国、独立行政法人等、地方公共団体等）が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築

【目的達成の方法】

国等が行う契約において、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮した契約（環境配慮契約）を実施

【基本方針の策定】

基本方針の策定に当たり、政府実行計画の実施の効果的な推進に資する



【電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の考え方】

- 排出係数が低い小売電気事業者と契約するよう努める。
- 当分の間、排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等の項目で評価して入札参加資格を付与し、その中で最低価格を提示したものを落札者とする。【裾切り方式】
なお、状況に応じて、総合評価落札方式を検討する。

裾切り方式：環境性能での評価（第1段階）⇒ 価格での評価（第2段階）

総合評価落札方式：技術性能（環境性能）＋価格で評価

本年度の検討事項

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
(グループ化の検討)
3. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理
6. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価

排出係数低減に向けた取組と本年度検討事項との関係整理

調達電気の排出係数低減に向けた取組

①環境配慮契約の実施率の向上

使用電力量の大部分を占める高圧・特別高圧の契約において、約1,000件（全体の約3割）が環境配慮契約未実施

⇒ 1.環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応

②排出係数低減効果を上げるための方式の検討

裾切り方式では排出係数が低減されない地域がある

⇒ 2.全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討

⇒ 3.総合評価落札方式の導入可能性に関する検討

③調達電気の再エネ率の評価拡大

調達電気の再エネ率の評価を拡大することで、排出係数の低減に寄与（再エネ率が高い電力利用増加→再エネ発電の普及拡大→排出係数低減）

⇒ 4.メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

⇒ 5.調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

⇒ 6.非化石証書による再生可能エネルギーの評価

1.環境配慮契約の更なる実施に向けた 継続的な対応

契約実績調査結果と環境配慮契約未実施機関への対応案

契約実績調査結果の概要

- 未実施の割合は全体の約3割。未実施理由は【参考1-1】のとおり
- 長期契約のうち、契約期間が長いほど環境配慮契約の実施率が低く。また、「安価な契約が可能」を長期契約の理由としている場合が多い

未実施機関への対応案

- 特に予定使用電力量の多い未実施機関等について、**未実施理由に応じた対応**

主な未実施理由	対応の内容
・組織再編に伴い調達単位を検討中 ・移行を検討中 ・移行までの経過措置／暫定措置	今後の取組を注視
・安価な契約が可能	複数の小売電気事業者から見積を徴する等の助言
・長期継続契約期間中（※） ・裾切り基準が設定できなかった	環境配慮契約に係る契約書のひな形等を情報提供
・応札がない ・応札が見込めない ・安定供給の懸念	小売電気事業者の参入状況の情報提供

※長期契約については、会計法上で認められていることを前提として、安価な契約による経済的合理性もあることから、環境配慮契約の情報提供を行う対応としたい

【参考1-1】環境配慮契約の未実施理由【平成29年度】

未実施理由回答件数：1,026件

環境配慮契約の未実施理由	件数	割合
組織再編に伴い調達単位を検討中（平成31年度から実施予定）	282	27.5%
安価な契約が可能（特別な契約、長期継続契約等）	217	21.2%
長期継続契約中	90	8.8%
応札が見込めない	82	8.0%
競争入札への移行を検討中	63	6.1%
応札がない	54	5.3%
裾切り基準が設定できなかった	51	5.0%
少額随意契約の範囲内	36	3.5%
裾切り方式の準備不足、判断の遅れ	22	2.1%
庁舎の新営直後、移転、契約の切替の調整等の暫定措置	18	1.8%
契約の自動更新	14	1.4%
発電施設を保有又は公営電力から受電	13	1.3%
安定供給の懸念	12	1.2%
使用電力量を把握していない又は情報が不十分（新設、改修等）	12	1.2%
応札が少ない・入札参加者が少ない	11	1.1%
共同調達への参加のための経過措置	6	0.6%
その他	43	4.2%

注1：「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）」及び「回答なし」を除く

注2：平成29年度は「電力供給事業者が3者に満たない」以外の未実施理由の選択肢は設定していない

注3：未実施理由は1契約当たり1理由とした。複数の理由があげられている場合は、より適切と考えられる理由を選択

2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）

- ① 複数の供給区域のグループ化に向けた考え方
- ② 供給区域グループのCO₂排出係数配点イメージ

① 複数の供給区域のグループ化に向けた考え方

- 平成28年度の検討において、「二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促す観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮する」こととされた
 - 平成29年度の検討において、「引き続き供給区域ごとに裾切り基準を設定しつつ、平成31年度以降の契約を見据え、全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論、複数の一般送配電事業者の区域をグループ化できるような裾切り基準の設定について議論を開始する」こととされた
- ↓
- 裾切り基準の評価項目であるCO₂排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、以下の項目を参考としてグループ化を図る
 - 供給区域別の入札参加者数（環境配慮契約実績調査）【参考2-1,2-2】
 - 供給区域別の小売電気事業者の参入状況（電力調査統計）【参考2-3】
 - 供給区域別の新電力の販売電力量（電力取引報）【参考2-4】

グループ化の対応案

環境配慮契約によるCO₂削減効果がなかった5つの供給区域のうち、排出係数が概ね同程度の4つの供給区域のグループ化を目指してはどうか

② 供給区域グループのCO₂排出係数配点イメージ

平成28年度の排出係数配点例の配点を**1段階強化**（現行**45点**を**40点**）

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
環境配慮契約実施平均排出係数	0.564	0.522	0.476	0.482	0.611	0.494	0.632	0.532	0.490
0.775以上							20		
0.750以上0.775未満							25		
0.725以上0.750未満	20				20		30		
0.700以上0.725未満	25				25		35	20	
0.675以上0.700未満	30	20			30		40	25	
0.650以上0.675未満	35	25	20	20	35	20	45	30	20
0.625以上0.650未満	40	30	25	25	40	25	50	35	25
0.600以上0.625未満	45	35	30	30	45	30	55	40	30
0.575以上0.600未満	50	40	35	35	50	35	60	45	35
0.550以上0.575未満	55	45	40	40	55	40	65	50	40
0.525以上0.550未満	60	50	45	45	60	45	70	55	45
0.500以上0.525未満	65	55	50	50	65	50		60	50
0.475以上0.500未満	70	60	55	55	70	55		65	55
0.450以上0.475未満		65	60	60		60		70	60
0.425以上0.450未満		70	65	65		65			65
0.425未満			70	70		70			70

② 供給区域グループのCO₂排出係数配点イメージ

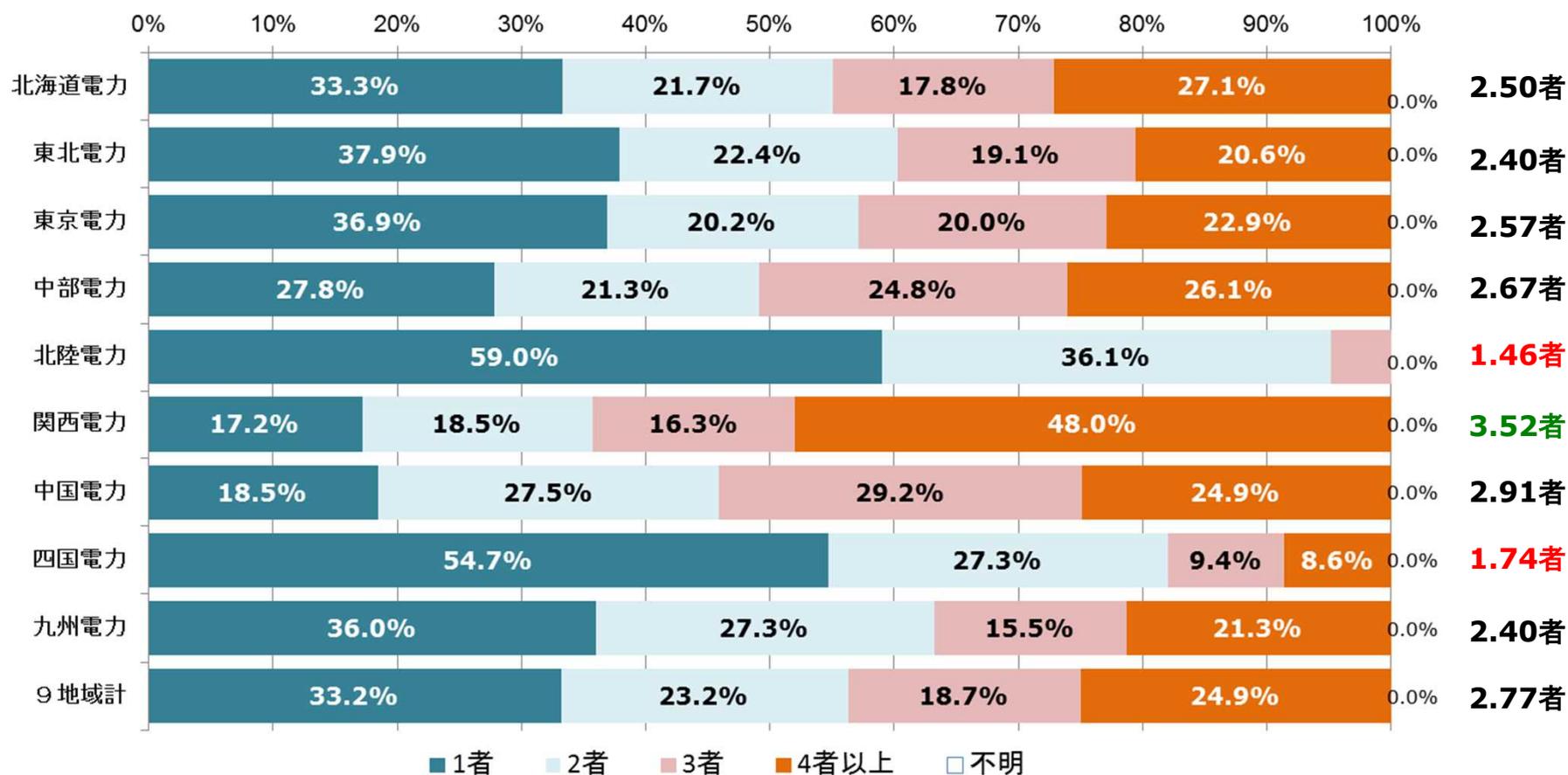
平成28年度の排出係数配点例の配点を**1段階強化**（現行**45**点を**40**点）

要素	区分	現行	グループ
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 （調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.400 未満	70	70
	0.400 以上 0.425 未満	70	65
	0.425 以上 0.450 未満	65	60
	0.450 以上 0.475 未満	60	55
	0.475 以上 0.500 未満	55	50
	0.500 以上 0.525 未満	50	45
	0.525 以上 0.550 未満	45	40
	0.550 以上 0.575 未満	40	35
	0.575 以上 0.600 未満	35	30
	0.600 以上 0.625 未満	30	25
	0.625 以上 0.650 未満	25	20
	0.650 以上	20	20
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10	10
	0 %超 0.675 %未満	5	5
	活用していない	0	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.0 %以上	20	20
	3.0 %以上 5.0 %未満	15	15
	1.5 %以上 3.0 %未満	10	10
	0 %超 1.5 %未満	5	5
	活用していない	0	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0 %	10	10
	2.5 %	5	5
	活用しない	0	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5	5
	取り組んでいない	0	0

資料：環境省大臣官房会計課「電力供給契約における入札の競争参加資格について」平成29年12月21日

【参考2-1】供給区域別入札参加事業者数【環境配慮契約を実施】

- 1者入札は9地域の合計では**33.2%**（平成28年度**44.1%**）。特に**北陸電力**及び**四国電力供給区域**では過半が1者入札であるが前年度（約**75%**）比では大幅減
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は**2.77者**（同**2.21者**）と大幅増。関西電力供給区域は**3.52者**（同**2.85者**）、中国電力供給区域は**2.91者**（同**2.34者**）

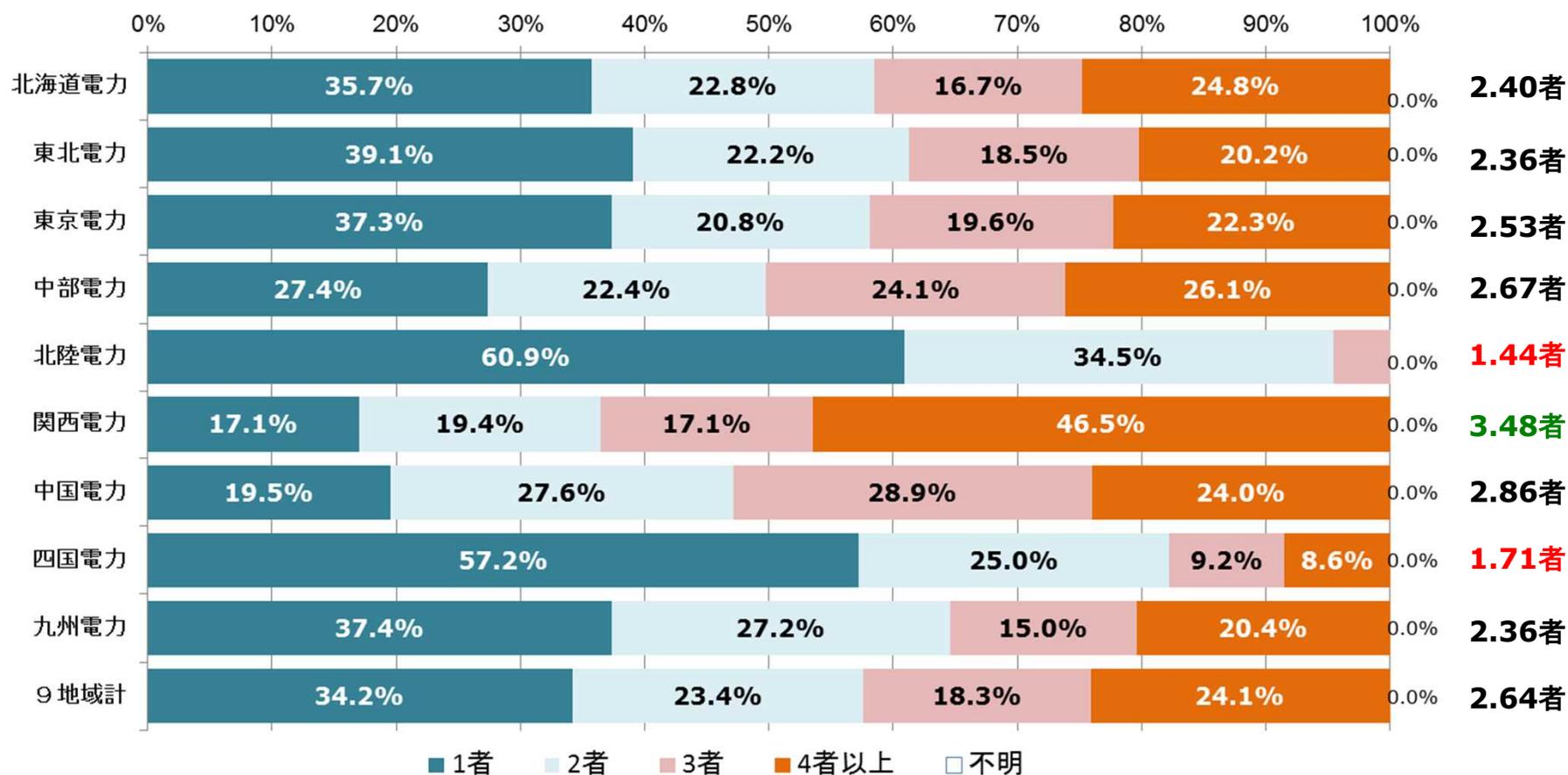


注1：契約相手先が不明を除く

注2：「東京電力」は「東京電力パワーグリッド」

【参考2-2】 供給区域別入札参加事業者数【すべての入札】

- 1者入札は9地域の合計では**34.2%**（前年度**45.5%**）
- 環境配慮契約を実施した場合と傾向に大きな差異はない
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は**2.64者**（前年度**2.17者**）。関西電力供給区域では**3.52者**に対し、北陸電力供給区域では**1.44者**

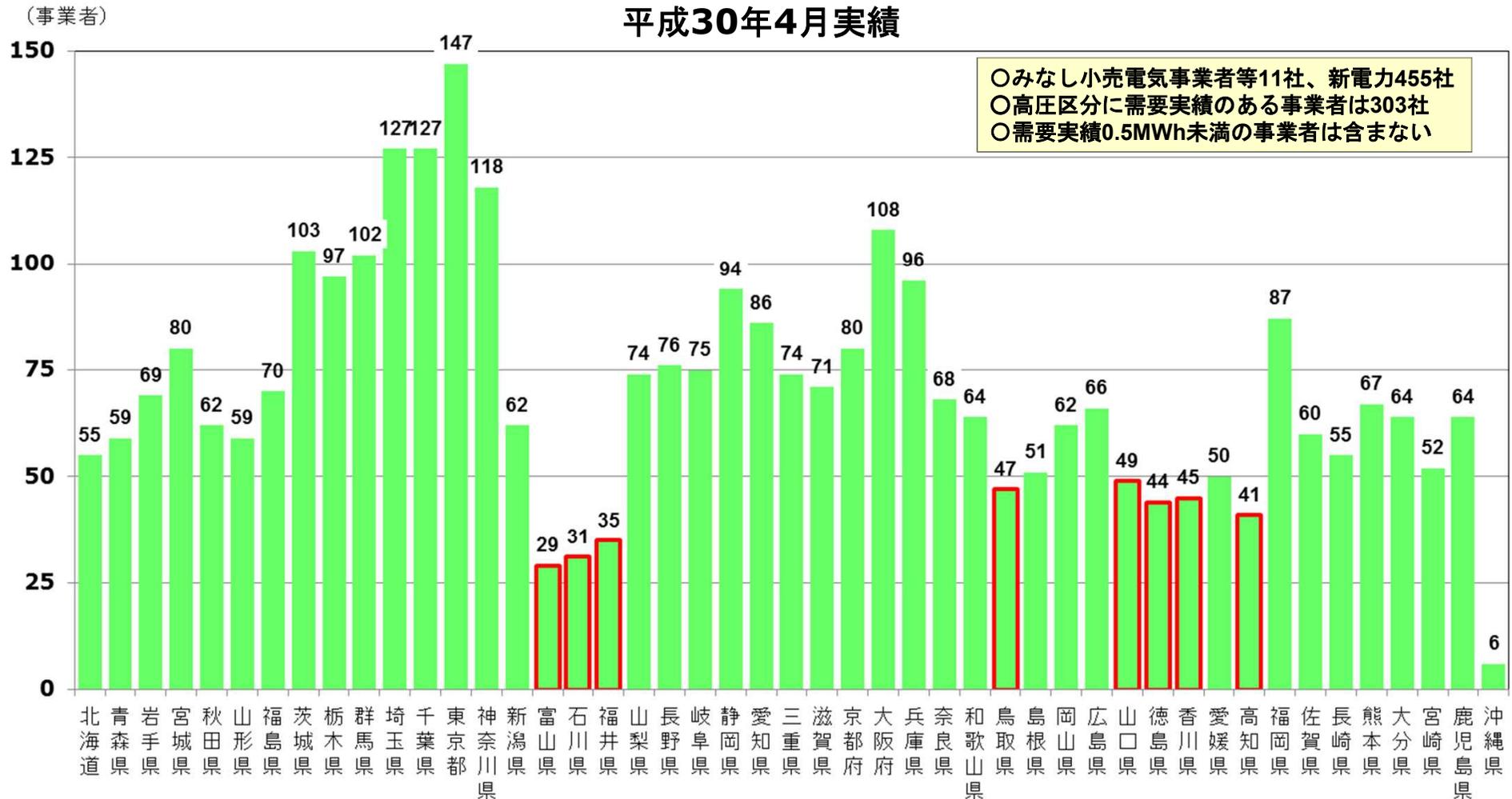


注1：契約相手先が不明を除く

注2：「東京電力」は「東京電力パワーグリッド」

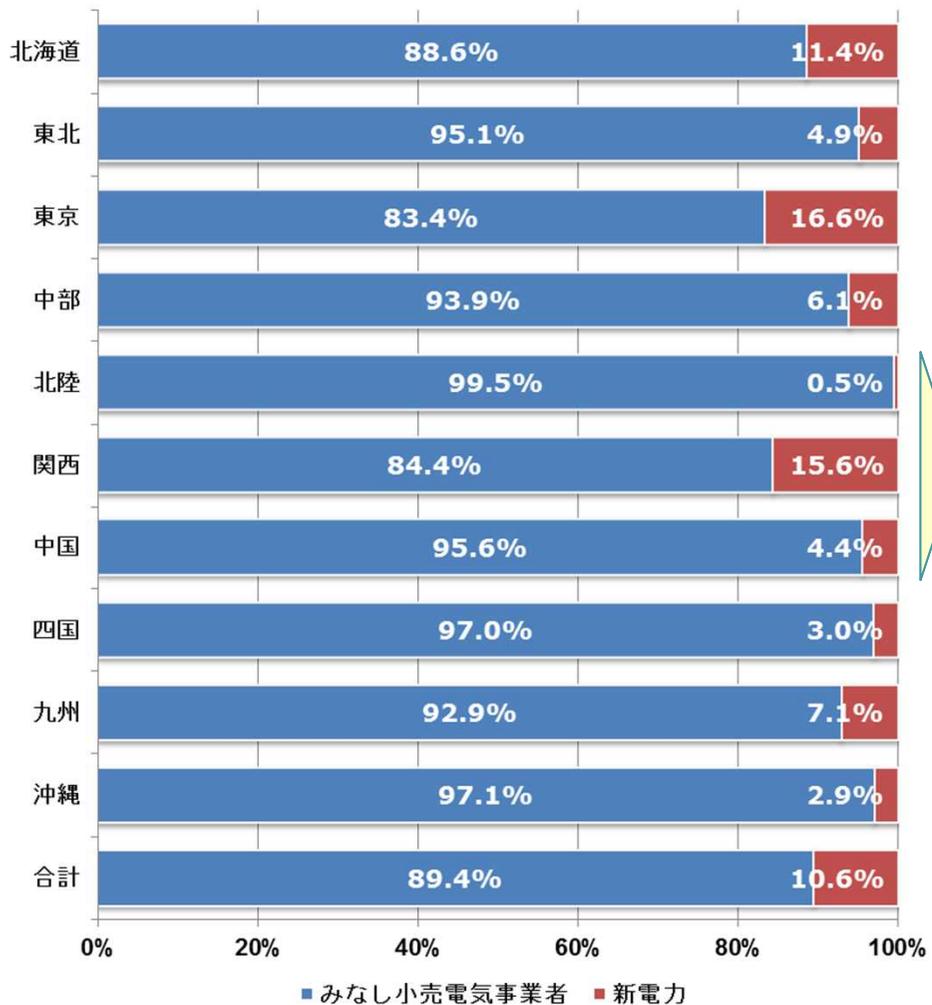
【参考2-3】供給区域別の小売電気事業者の参入状況（高圧区分）

- 新電力の参入は北陸電力、四国電力（愛媛県を除く）及び中国電力供給区域のうち鳥取県において50者を下回る（沖縄電力供給区域を除く）

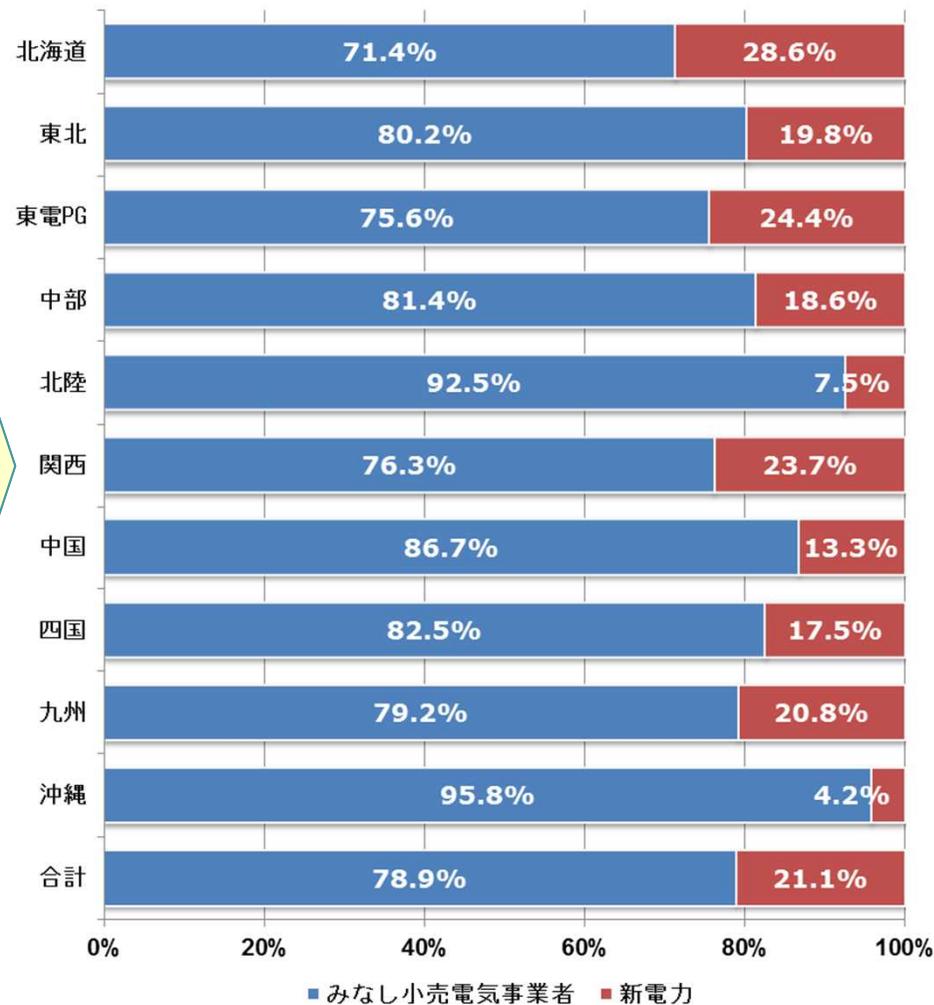


【参考2-4】供給区域別販売電力量（高圧区分）

- 平成28年4月の新電力販売割合は全国で**10.6%**、東京電力エリアで**16.6%**
- 平成30年4月の新電力販売割合は全国で**21.1%**。各供給区域ともに増加



平成28年4月の販売電力量



平成30年4月の販売電力量

3. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討

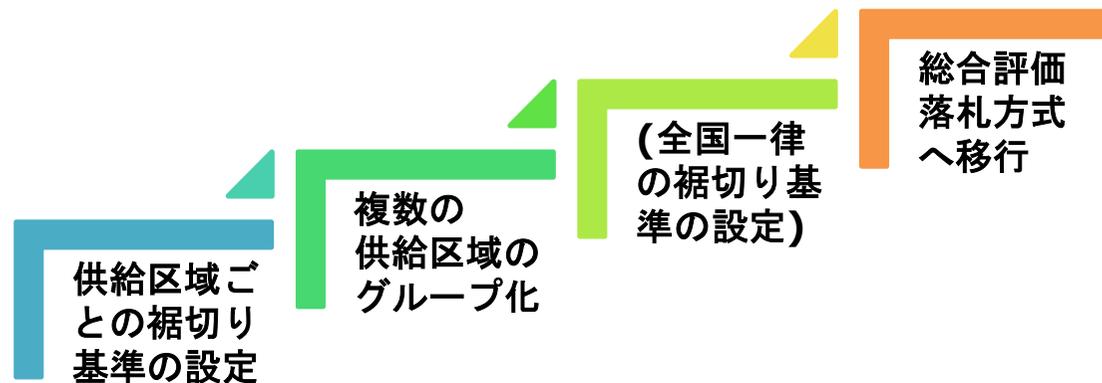
- ① 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
- ② 導入可能性の検討に当たっての整理内容

① 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討

○ 総合評価落札方式への移行に向けたステップ

■ 現行の裾切り基準の設定から総合評価落札方式への移行（下図イメージ）

➔ 複数区域グループ化 ➡ 可能なグループから総合評価落札方式への移行も視野



○ 総合評価落札方式の導入に当たっての課題整理

■ 低炭素化の促進、契約等の手続、環境配慮契約の普及促進効果等の観点から導入について現行の裾切り方式等との比較・整理

■ 「全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）」を踏まえ、課題を整理



本年度は課題整理を踏まえ、総合評価落札方式の導入可能性を検討してはどうか

② 導入可能性の検討に当たっての整理内容

- 総合評価落札方式を導入する場合に整理すべき内容（例）
 - 導入に当たっての長所／短所の整理
 - 温室効果ガス（CO₂）排出削減効果、低炭素化の促進、コスト、入札手続、競争性の確保、国及び独立行政法人等以外への普及促進等
 - 導入する場合の対象範囲、契約方式等
 - 対象範囲（対象とする供給区域、対象とする電力使用量等）
 - 契約方式（除算方式／加算方式）【参考3-1】
 - 導入する場合の評価項目、評価基準・配点等
 - 評価項目
 - 現行の裾切り方式における（必須）評価項目（二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況）
 - その他必要な評価項目
 - 評価基準・配点
 - 評価項目における評価基準及び要求水準
 - 評価項目ごとの配点
 - 価格と価格以外の要素のウエイト

【参考3-1】総合評価落札方式（除算方式と加算方式）の概要

- 総合評価落札方式は、**価格と価格以外の要素を総合的に評価**して契約相手方を選定するもので、**価格と価格以外の要素をそれぞれ点数化し、比較する契約方式**であり、**入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、総合評価点の最も高いものを落札者とする**
 - 国の契約においては、**価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている**（「会計法」第29条の6第2項）
- 総合評価落札方式による評価手法としては**除算方式と加算方式**がある

除算方式

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格評価点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格評価点}}$$

※価格評価点の計算例

$$\text{価格評価点} = \boxed{\text{入札価格}} \div \boxed{1 \text{万円}}$$

環境配慮契約法の自動車の購入等に係る契約は「**除算方式**」採用【参考3-2】

加算方式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点} = (\text{標準点} + \text{加算点}) + \text{価格評価点}$$

※価格評価点の計算例

$$\text{価格評価点} = \boxed{\text{価格評価点に係る得点配分}} \times \boxed{(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})}$$

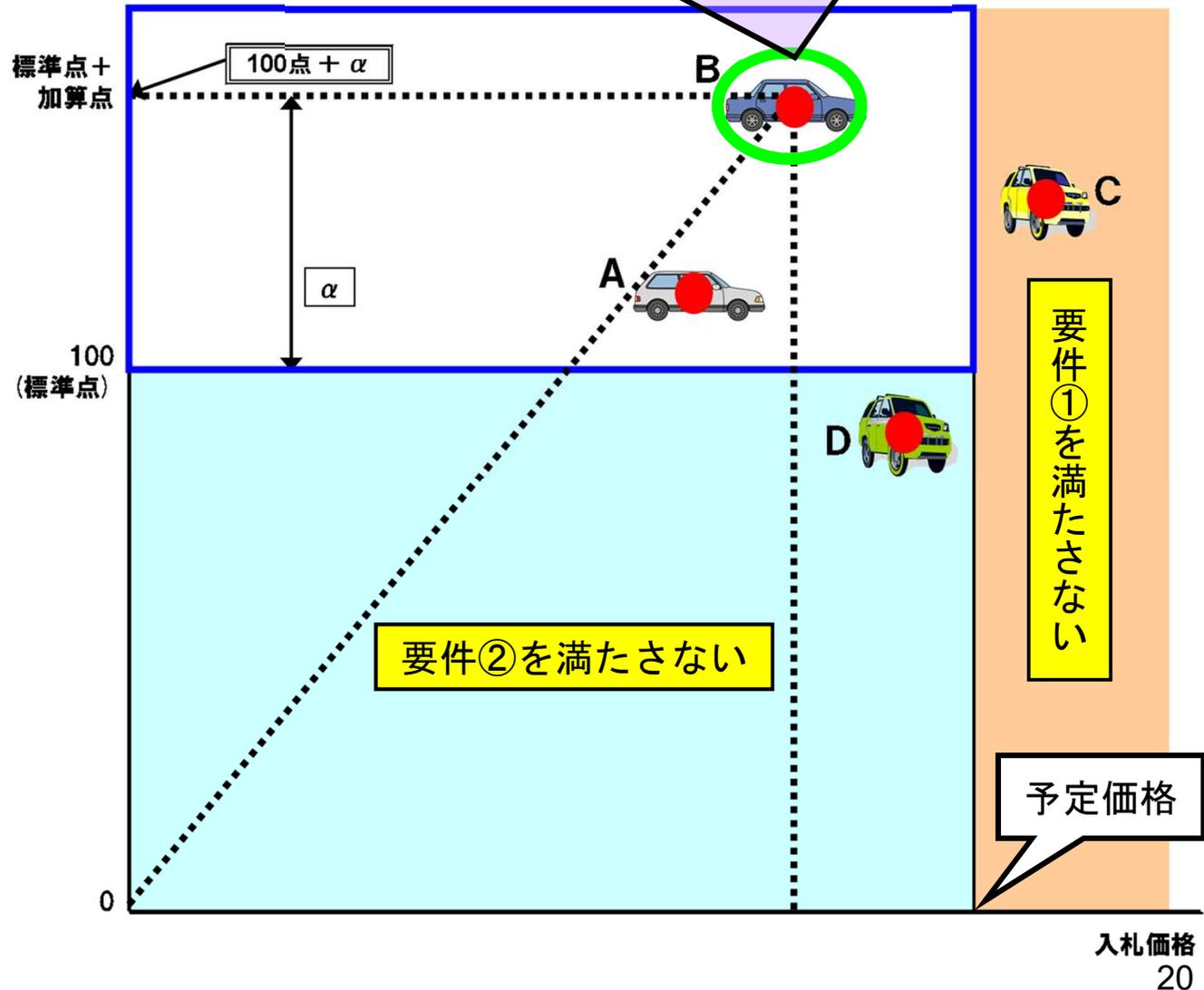
【参考3-2】自動車の購入等の契約における総合評価落札方式①

要求要件

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること
- ②評価項目に関する最低限の基準を満たしていること

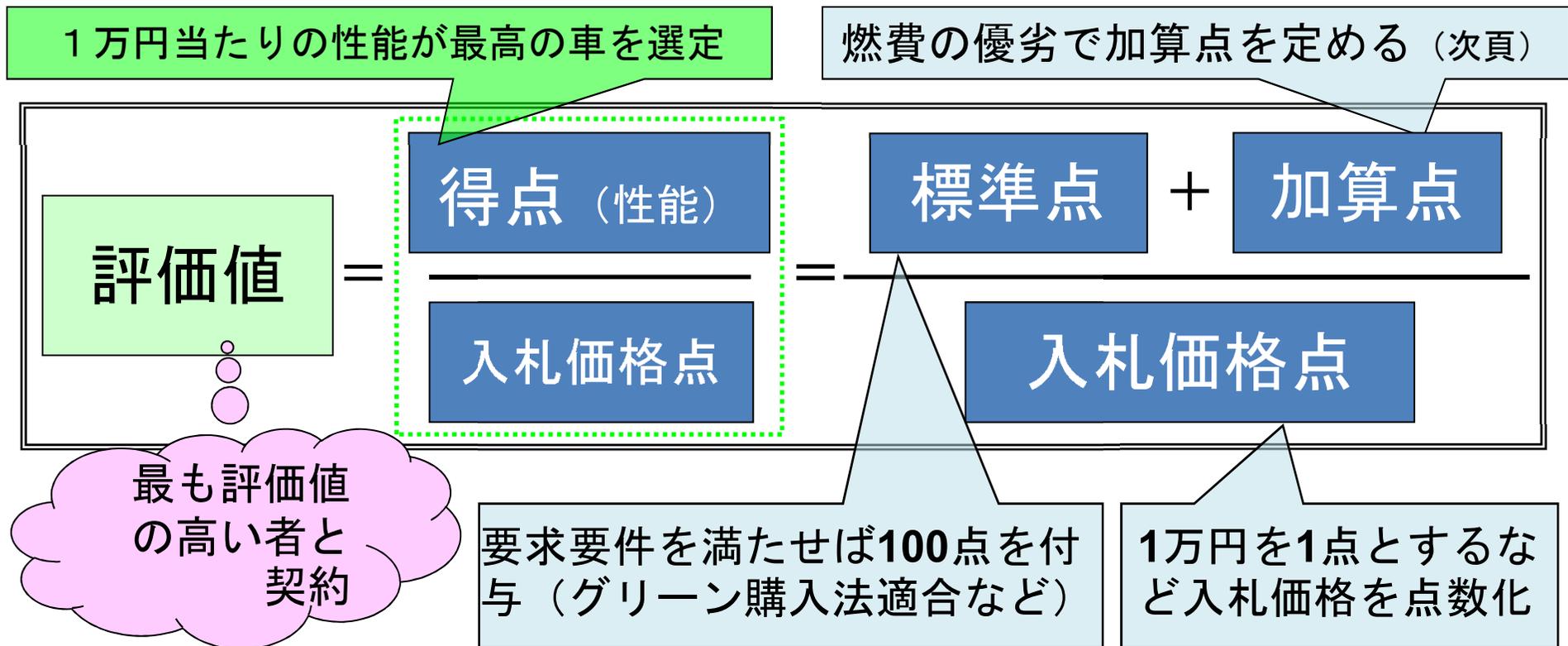
- ◇自動車に求める仕様を満足
- ◇グリーン購入法の判断の基準を満足

もっとも費用対効果の高い者
＝傾きの大きいものと契約



【参考3-2】自動車の購入等の契約における総合評価落札方式②

総合評価落札方式の算定式



【参考3-2】自動車の購入等の契約における総合評価落札方式③

総合評価落札方式の算定式

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

燃費基準値 = グリーン購入法における車両重量区分ごとの燃費基準値
(グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合)

2,000ccクラスのセダンの場合 : 20.3km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 23.4km/ℓ (JC08モード燃費)

燃費目標値 = 対象クラスにおけるもっとも燃費効率が良い自動車の燃費

2,000ccクラスのセダンの場合 : 40.8km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 32.0km/ℓ (JC08モード燃費)

$$\text{加算点の満点} = \left(\frac{\text{燃費目標値}}{\text{燃費基準値}} - 1 \right) \times 50$$

燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合に応じて設定
(加算点の満点は50点を上限)

【参考3-2】自動車の購入等の契約における総合評価落札方式④

2000cc
クラス
セダンの
場合

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$50 \text{ (点)} = 50 \text{ (点)} \times \frac{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}}{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}}$$

【A車の場合】

車両重量
1,196kg以上
1,311kg未満

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

$$0.725 = \frac{100 + 50 \text{ (点)}}{207 \text{ (点)}}$$

燃費基準値の20.3km/ℓに対して
101%の燃費向上のため
加算点は50点上限 (50 × 1.01)
20%向上の場合は10点 (50 × 0.2)

車名	燃費 (km/ℓ)	価格点 (1点/万円)	得点	評価値	順位
A	40.8	207	150.0	0.725	1
B	20.3	177	100.0	0.5650	4
C	21.5	182	102.9	0.5654	3
D	28.2	198	119.3	0.603	2
E	21.0	181	101.7	0.562	5

最低価格

【参考3-3】電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式（除算方式）のイメージ

総合評価落札方式（除算方式）の試算の前提条件

- 具体的なイメージを例示するに当たっての前提条件は以下のとおり
 - グループ化を目指す4供給区域における現行の裾切り配点表（スライド11枚目参照）により5項目を評価し、**5項目の合計点を技術評価点**とする
 - **裾切り基準を70点に設定し、70点を下回る電気事業者には入札参加資格を付与しない**（現行の運用に準拠。環境配慮を行っていない電気事業者の排除）
 - **価格評価点は便宜上2万円を1点とする（総価を想定）。予定価格は200万円**

小売電気事業者		必須項目			加点項目		① 技術 評価点	価格	①/② 総合 評価点
		CO2 排出係数	再エネ 導入状況	未利用エネ 活用状況	グリーン 電力証書	情報提供		② 価格評価点	
A社	評価項目の値等	0.555	4.2%	0.075%	5.0%	○	70	202万円	参加資格 なし
	配点	40	15	5	5	5		予定価格超過	
B社	評価項目の値等	0.485	3.4%	0.387%	活用しない	○	80	166万円	0.964
	配点	55	15	5	0	5		83	
C社	評価項目の値等	0.471	11.2%	0.851%	活用しない	○	95	198万円	0.960
	配点	60	20	10	0	5		99	
D社	評価項目の値等	0.644	4.8%	0.791%	活用しない	○	55	裾切り	参加資格 なし
	配点	25	15	10	0	5			
E社	評価項目の値等	0.512	1.8%	0.052%	活用しない	○	70	154万円	0.909
	配点	50	10	5	0	5		77	

注：価格評価点の項目で、A社は予定価格超過、D社「裾切り」は裾切り基準の70点未満のため両社は参加資格を得られない

技術評価点・価格評価点がともに2位のB社が総合評価点の順位1位で落札

4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

- ① 昨年度からの検討経緯
- ② 第1回専門委員会における意見
- ③ メニュー別排出係数の取扱い案

① 昨年度からの検討経緯

昨年度の議論

- **平成28年度のメニュー別排出係数（平成29年7月14日公表）は、**
 - ➔ 残差により作成した排出係数が公表されておらず、議論時点においては、FIT調整を含めメニュー別排出係数が十分把握されていないこと
 - ➔ メニュー別排出係数による告示を希望した事業者は2者であり、平成30年度における環境配慮契約（裾切り基準の設定）に与える影響は小さいものと想定されること

平成30年度においては裾切り方式の評価に**メニュー別排出係数は使用せず事業者全体の排出係数を使用**することが適当と判断

- **平成29年度のメニュー別排出係数の公表（平成30年7月13日公表）を希望した事業者は18者であり、大幅に増加【参考4-1】**
- **裾切り方式において排出係数には高い配点を付与しており、メニュー別排出係数を単純に採用することは、事業者全体の排出係数では参入要件を満たさない事業者が参入可能となる可能性があることから、考え方の整理が必要**

環境配慮契約において**メニュー別排出係数の採用可能性及び採用する場合の留意点**について検討が必要ではないか

② 第1回専門委員会における意見

- メニュー別排出係数の採用を検討することに賛成だが、事業者全体の排出係数が高い事業者がメニュー別排出係数によって有利になることに対応が必要
- 残差の電気メニューの購入者に、結果としてしわ寄せが行き、日本全体として低炭素につながらない可能性もあることから検討が必要
- メニュー別の電力のオファーが小売電気事業者から出ていることは、ゼロカーボンや低炭素の電気を調達したいという需要が増えていることを示しており、発電側の電源開発にも影響があることから、メニュー別排出係数の取扱は継続して検討することが必要
- 事業者全体の排出係数によって裾切り基準を設定しないと、全体としての低炭素化が図れないのではないか
- メニュー別排出係数の採用は基本的に良いことと考えるが、裾切り基準は電気事業者の評価となっていることから、現行の裾切りの枠組みでメニュー別排出係数を組み込むことは難しいのではないか

③ メニュー別排出係数の取扱い案

メニュー別排出係数の取扱い案

メニュー別排出係数の取扱いについて次の案から選択してはどうか

- ①メニュー別排出係数は使用せずに、従来どおり事業者全体の排出係数を使用する
- ②事業者全体の排出係数の代わりにメニュー別排出係数を使用する
- ③事業者全体の排出係数を基に、メニュー別排出係数を裾切り基準の配点に取り込む

【参考4-2】

取扱い案	メリット	デメリット
①	事業者全体の評価を適切に反映できる	<ul style="list-style-type: none">・ より低炭素な料金メニューを導入するインセンティブが働かない・ 実際に契約する料金メニューの排出係数を評価に使用できない
②	<ul style="list-style-type: none">・ より低炭素な料金メニューを導入するインセンティブが働く・ 実際に契約する料金メニューの排出係数を評価に使用できる	事業者全体の排出係数が高くても、低炭素の料金メニューを作り、提供することで参入可能になる
③	事業者全体を評価できるとともに、より低炭素な料金メニューを採用した場合も評価できる	仕組みとして複雑化する

【参考4-1】メニュー別排出係数を公表している電気事業者

※排出係数について、黒字は平成28年度実績、赤字は平成29年度実績

小売電気事業者	基礎排出係数 kg-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 kg-CO ₂ /kWh		小売電気事業者	基礎排出係数 kg-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 kg-CO ₂ /kWh	
(株)エネット	0.405	メニューA	0.000	テブコカスタマーサービス(株)	0.508	メニューA	0.000
		メニューB	0.350	事業者全体		0.477	
		メニューC (残差)	0.441	シナノン(株)	0.503	メニューA	0.000
		事業者全体	0.441	事業者全体		0.449	
ミツウロコグリーンエネルギー(株)	0.419	メニューA	0.440	アーバンエナジー(株)	0.387	メニューA	0.000
		メニューB	0.000	メニューB		0.293	
		事業者全体	0.556	事業者全体		0.458	
(株)Loop	0.503	メニューA	0.000	タクマエナジー(株)	0.351	メニューA	0.000
		メニューB	0.349	事業者全体		0.437	
		事業者全体	0.505	日立造船(株)	0.203	メニューA	0.000
荏原環境プラント(株)	0.081	メニューA	0.000	(株)関電エネルギーソリューション	0.443	事業者全体	0.085
		メニューB	0.266	メニューA		0.000	
		メニューC	0.321	事業者全体	0.441		
		メニューD	0.328	大和ハウス工業(株)	0.585	メニューA	0.000
		メニューE	0.352	メニューB		0.286	
		メニューF	0.373	事業者全体		0.579	
		メニューG	0.395	鈴与商事(株)	0.466	メニューA	0.450
		メニューH	0.476	事業者全体		0.500	
		メニューI (残差)	0.456	(株)NTTファシリティーズ	0.805	メニューA	0.376
		事業者全体	0.374	事業者全体		0.769	
伊藤忠エネクス(株)	0.570	メニューA	0.200	東京電力エナジーパートナー(株)	0.486	メニューA	0.000
		事業者全体	0.566	事業者全体		0.474	
オリックス(株)	0.577	メニューA	0.399	自然電力(株)	0.517	メニューA	0.000
		事業者全体	0.595				
リコージャパン(株)	0.607	メニューA	0.000				
		メニューB	0.370				
		事業者全体	0.359				

注1：(株)エネット及び荏原環境プラント(株)の2者は平成28年度からメニュー別排出係数による電気を販売。前記2者及び他の16者については平成29年度に販売している事業者である

注2：メニュー別排出係数は平成29年度における特定排出者の温室効果ガス排出量の算定（報告は平成30年度）に利用可能

【参考4-2】メニュー別排出係数を必須項目で取り込んだ例

要 素		区 分				得 点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上	0.425	未満	70		
	0.425 以上	0.450	未満	65		
	0.450 以上	0.475	未満	60		
	0.475 以上	0.500	未満	55		
	0.500 以上	0.525	未満	50		
	0.525 以上	0.550	未満	45		
	0.550 以上	0.575	未満	40		
	0.575 以上	0.600	未満	35		
	0.600 以上	0.625	未満	30		
	0.625 以上	0.650	未満	25		
	0.650 以上			20		
	② 調達電気メニューの排出係数(メニュー別排出係数)と事業者全体の調整後排出係数(①)との比較	メニュー別排出係数 < 調整後排出係数			5	
メニュー別排出係数 = 調整後排出係数				0		
メニュー別排出係数 > 調整後排出係数				-5		
③ 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上			10		
	0 %超	0.675 %未満		5		
	活用していない			0		
④ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00 %以上			20		
	3.00 %以上	5.00 %未満		15		
	1.50 %以上	3.00 %未満		10		
	0 %超	1.50 %未満		5		
	活用していない			0		
⑤ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0 %			10		
	2.5 %			5		
	活用しない			0		
⑥ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる			5		
	取り組んでいない			0		

5. 調達する電力の再エネ比率を 高めるための論点整理

調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

- 調達する電力の再エネ比率を高めるため、以下の調査・検討を実施
 - 1. 現行の裾切り方式において再エネ比率については評価項目の一つとして位置づけているところであるが、より高い評価とすることによるインセンティブの付与（裾切りの配点等）について検討
 - ➡ 現行の裾切り配点例における再生可能エネルギー導入状況の評価については【スライド11枚目】を参照
 - 2. 再エネ比率が高い料金メニューの活用が考えられるため、実態把握も含めて検討

第1回電力専門委員会において指摘された論点

- 再生可能エネルギー比率を高めるためには、現行の配点例で良いか
- FITに依らない再生可能エネルギーの導入に努めている事業者をより評価すべきではないか。国の再生エネルギー導入策とも合致
- 現行の裾切り方式の改善による再生可能エネルギーの導入促進
- 国及び独立行政法人等の環境配慮契約の実施による再生可能エネルギーの拡大
- 再生可能エネルギー100%（RE100）を目指すことと、提案された内容には相当ギャップがあるのではないか
- 再生可能エネルギーの評価の重み付けを上げることと排出係数との関係について説明を考える必要があるのではないか（排出係数とのダブルカウント）

この論点に関し本年度中の結論を求めない場合は継続的な議論が必要

6. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価

- ① 昨年度の専門委員会における再生可能エネルギーの評価
- ② 非化石証書による再生可能エネルギーの評価

① 昨年度の専門委員会における再生可能エネルギーの評価

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」として評価**することが適当

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
 - ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
 - ③ **グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーの電力量（kWh）**
 - ④ **J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）**
- ※ ①及び②については、FIT制度による再生可能エネルギー電気は除く
※ ③及び④については、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る



非化石価値取引市場から調達したFIT電源に由来する非化石証書については、制度の詳細が決定した段階で再生可能エネルギーとしての評価を検討

② 非化石証書による再生可能エネルギーの評価

FIT電源由来の非化石証書の有する環境価値、非化石証書の活用による排出係数等の報告スケジュールを踏まえ、FIT電源由来の非化石証書を再生可能エネルギーの導入状況として評価してはどうか（第1回専門委員会）

FIT電源由来の非化石証書について「再生可能エネルギーの導入状況」として評価することを了承

※FIT電源由来以外の非化石証書（非FIT非化石証書）については平成30（2018）年度以降の制度設計を踏まえ検討



再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④+⑤】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ **非化石価値取引市場から調達したFIT電源由来の非化石証書の量（kWh）**

※ ①及び②については、FIT制度による再生可能エネルギー電気は除く

※ ③④及び⑤については、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る